

まちづくり

Vol. 231
(H27. 4. 23)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

メールニュース

今号の記事

- コンパクトなまちづくりに向けた市町村支援について
 - 寄稿：一般社団法人 北海道建築士会を「景観整備機構」に指定
 - 「まちの活性化・都市デザイン競技」実施地区の公募
 - 市街地再開発事業及びマンション建替え事業に関する説明会の開催
- まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、[まちづくり相談窓口\(メールはこちら\)](#)まで
※配信希望は随時受け付けております。

各項目の○をクリックすると
各項目見出しに
ジャンプします

コンパクトなまちづくりに向けた市町村支援について

国土交通省をはじめ関係省庁では、まち・ひと・しごと創生総合戦略（昨年12月閣議決定）に基づき、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援するため、「コンパクトシティ形成支援チーム」を今年3月に設置しました。

主な活動内容は、①市町村からの相談等のワンストップ対応、②政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有、③国の制度・施策へのフィードバック、④政策に関する情報発信等です。

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。

これまで2回の会議を開催し、この中で配付された関係省庁からの各資料など、コンパクトなまちづくりを進めるために有益な情報を国土交通省のホームページで公開しています。（会議開催状況は[こちら](#)をご覧ください。）

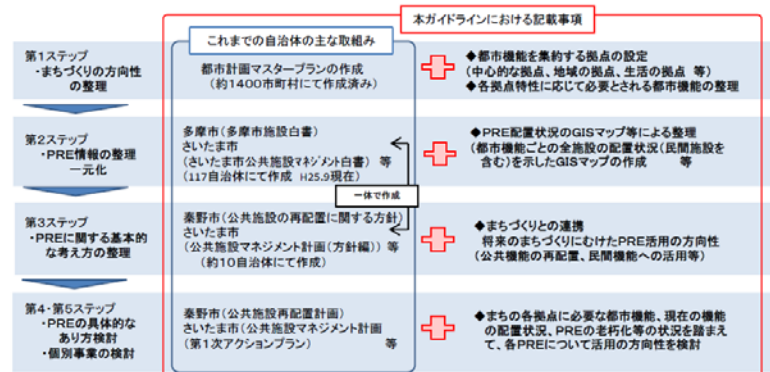
あわせて、コンパクトシティの具体的な施策をより促進していくための「立地適正化計画」の作成を支援する観点から、作成手順や留意点などについて、取りまとめた国土交通省のホームページで公表しています。（「立地適正化計画作成の手引き（案）」・Q&Aは、[こちら](#)をご覧ください。）

また、コンパクトシティを推進する上で、都市の中心部や生活拠点に公共サービス・医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を誘導する際には、我が国全体の約1/4と大きな割合を占める公的不動産を有効活用することが重要となります。

このため、国土交通省では「都市のリノベーションのための公的不動産活用検討

委員会」において、検討した結果を「まちづくりのための公的不動産（PRE）活用ガイドライン」として取りまとめました。詳しくは[国土交通省HP](#)をご覧ください。

先進的な自治体では、所有するPRE情報を整理・一元化し、まちの特性に応じた公共機能の再配置計画を作成したり、公有地を民間生活サービス機能の整備に活用するなど、将来のまちのあり方を考えた取組を行っています。本ガイドラインでは、このような先進的な取組を促すため、PREをまちづくりに活用するために検討すべき項目を示しています。



寄稿

一般社団法人 北海道建築士会を「景観整備機構」に指定 ～協働による多様な景観づくりへ向けて～

北海道はこの度、協働による多様な景観づくりの一つとして、道内で初めて、一般社団法人北海道建築士会を「景観整備機構」に指定しました。

指定にあたり、平成27年3月26日に、下出建設部長から、一般社団法人北海道建築士会高野会長へ、指定通知書を交付しました。



【写真】下出建設部長(左)と建築士会高野会長(右)

1 景観整備機構制度

景観整備機構制度とは、景観法に基づき、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、NPOからの申請を受けて、景観行政団体となった地方公共団体が景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

2 北海道における位置づけ

北海道は、北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、北海道景観形成ビジョンを定めています。ビジョンにおいて「基本方針2 協働による多様な景観づくり」の中で、景観整備機構の設置を進めることとしています。(北海道景観形成ビジョンは[北海道HP](#)をご覧ください。)

3 一般社団法人北海道建築士会の取組

これまで、一般社団法人北海道建築士会は、所属する建築士により、街並み景観を観察する街歩きや、次世代を担う子ども向けイベントなどに取り組んできました。

平成26年度からは、NPO歴史地域資産研究機構(通称:れきけん)及び北海道文化財保護協会とともに、「北海道文化資産活用活性化実行委員会」を立ち上げ、道内の歴史的建造物や歴史的な地域資産の散逸・取り壊しを防ぐための知識等を修得する「ヘリテージ・マネジメント専門職育成講座」を実施し、歴史的な建造物等の保存・活用に携わる人材の育成に取り組んでいます。

4 機構の業務

一般社団法人北海道建築士会は、景観整備機構として、次の業務を計画しています。

- 要請に応じて、必要な知識を有する者の派遣、情報提供等
- 歴史的な地域資産の現況及び将来資産の調査
- 景観資産の発見・活用の検討を推進のための普及啓発事業
- 地域性を考慮した景観意識向上のための活動
- 景観に関する専門的スキルアップ講習

北海道は、今後とも、景観づくりに主体的に取り組む様々な立場や分野の人々が、各地域の特性や取組の進捗状況に合わせて、協働の体制をつくり、地域の自然や歴史、文化が織りなす地域固有の多様な景観づくりが行えるよう、景観整備機構の指定等の施策を進めていきます。

寄稿者：北海道建設部まちづくり局都市計画課 基本計画・景観グループ

「まちの活性化・都市デザイン競技」実施地区の公募 ～まちづくりに全国から知恵を集めてみませんか～

まちづくり月間全国的行事実行委員会と公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンターは、「まちづくり月間※1」行事の一環として実施する第18回「まちの活性化・都市デザイン競技」（国土交通省後援。以下、コンペという。）の実施地区を公募しています。

※1 国土交通省では、昭和58年から毎年6月を「まちづくり月間」と定め、様々な行事を実施しています。

●目的

公募により選定された実施地区に関するまちづくりの課題について、地域にふさわしい整備構想とまちのデザインに関する提案を広く一般から募り、まちづくりに対する国民の関心を高めるとともに、活力ある美しい景観を備えたまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

●コンペの内容

- ① 全国から競技にふさわしい実施地区を公募します。
- ② 実施地区に選定された場合、地区の実情に応じて、計画の概念づくりから施設デザインまで、様々な課題を設定していただきます。
- ③ 設定したまちの課題について、広く一般からアイデア※2を募集します。
(募集期間：平成27年9月～平成28年1月)
- ④ 優れた作品には国土交通大臣賞ほかの表彰を行います。

※2 提案されたアイデアは、対象地区のまちづくり計画等の中に反映することができ、これまでに実施した地区においても大いに活用されています。

また、コンペの実施に係る費用等は、基本的に主催者が負担します。

但し、下記の点において地元の協力をいただきます。

- ① 応募要領の作成補助（地区の現況・課題等の整理、競技テーマの設定等）
- ② 応募者現地説明会の会場提供（100人規模）と説明資料等の準備、現地案内等
- ③ 審査委員現地視察会の会場提供（会議室）と説明資料等の準備、現地案内等
- ④ 審査委員会（東京で開催）への出席（市長他の旅費）
- ⑤ 市長賞の創設（任意です）・・・表彰状、副賞（賞金、記念品など）の準備と授与

●公募期間

平成27年6月26日（金）まで

※詳細な応募要領等は、[\(公財\)都市づくりパブリックデザインセンターHP](#)をご覧ください。

※過去の入賞作品については、[こちら](#)をご覧ください。

市街地再開発事業及びマンション建替え事業 に関する説明会の開催

一般社団法人 再開発コーディネーター協会は、市街地再開発事業及びマンション建替え事業に関する最新施策等の説明会を下記のとおり開催します。

1. 開催日時

6月26日（金）9：30～17：00

2. 会 場

北海道立道民活動センタービル（かでの2・7）会議室
（札幌市中央区北2条西7丁目）

3. カリキュラム

（1）マンション建替事業に関する最新施策・先進事例の紹介（9：30～11：55）

- ・マンション建替え政策、予算、法改正等
講師： 国土交通省 担当官
- ・マンション建替法にもとづくマンション建替えの概要と最近の注目事例の紹介
講師：URCA マンション建替アドバイザー

（2）市街地再開発事業に関する最新施策・先進事例の紹介（13：00～17：00）

- ・最近の再開発事業関係新規施策等について
講師： 国土交通省 担当官
- ・安全・安心な市街地構築に向けた市街地開発事業の展開(仮題)
講師：学識経験者
- ・再開発事業の新しい手法（事例紹介）
講師：再開発プランナー

4. 参加費

地方公共団体等の方は、カリキュラム(1) 2,000 円, (2) 6,000 円, (1)(2)同時申込 7,000 円
一般の方は、カリキュラム(1) 4,000 円 , (2) 12,000 円 , (1)(2)同時申込 15,000 円

5. 申込方法

メール又はFAXにて所定の事項〔連絡先、参加人数、受講希望カリキュラム（(1)、(2)又は(1)(2)同時受講の別）〕を記入して「7. 申込先・問い合わせ先」へお申込ください。

6. 申込期限

6月19日（金）まで

※申込期限までに定員（カリキュラム(1) 20名、(2)15名）に達した場合、申込を締切る場合がございます。

7. 申込先・問合せ先

一般社団法人 再開発コーディネーター協会 事業関係説明会（担当 林）

TEL：03-6400-0261

FAX：03-3454-3015

Mail：jigyou@urca.or.jp

※申込等に関する詳細は[一般社団法人再開発コーディネーター協会HP](#)をご覧ください。